

○浅麓環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例

令和5年2月13日

条例第2号

浅麓環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例については、小諸市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年小諸市条例第17号）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|           |  |   |
|-----------|--|---|
| 第1条       | 小諸市情報公開・個人情報保護審査会                                    | 浅麓環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会  |
| 第2条第1項第1号 | 小諸市情報公開条例（平成11年小諸市条例第1号）                             | 浅麓環境施設組合情報公開条例（令和3年浅麓環境施設組合条例第1号）                               |
| 第2条第1項第3号 | 小諸市個人情報保護法施行条例（令和4年小諸市条例第16号）。                       | 浅麓環境施設組合個人情報保護法施行条例（令和5年浅麓環境施設組合条例第1号）                          |
| 第2条第1項第4号 | 小諸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年小諸市条例第14号）。                  | 浅麓環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年浅麓環境施設組合条例第6号）。                    |
| 第2条第2項    | 小諸市情報公開条例  | 浅麓環境施設組合情報公開条例  |
| 第3条       | 市民のうちから市長が委嘱する                                       | 住民のうちから組合長が委嘱する   |
| 第4条第1項    | 市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第1号に規定する市民のうち公募に応じたもの | 住民は、浅麓環境施設組合同規約（平成14年長野県佐久地方事務所指令13佐地総第539号）第2条に規定する市町内に住所を有する者 |
| 第5条       | 小諸市情報公開条例  | 浅麓環境施設組合情報公開条例  |
| 第7条       | 市長   | 組合長   |

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(浅麓環境施設組合情報公開条例の一部改正)

第2条 浅麓環境施設組合情報公開条例の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

|                                |  |  |
|--------------------------------|--|--|
| 第17条各号列記<br>以外の部分及び<br>第18条第2項 | 小諸市情報公開審査会   | 浅麓環境施設組合情報公開<br>審査会  |
| 第19条第1項                        | 小諸市個人情報保護条例<br>(平成11年小諸市条例第<br>2号)                                   | 浅麓環境施設組合個人情<br>報保護条例(令和3年浅<br>麓環境施設組合条例第2<br>号)                                    |
|                                | 地方自治法(昭和22年法<br>律第67号)第138条の4第<br>3項の規定により、小諸<br>市情報公開審査会            | 地方自治法(昭和22年法<br>律第67号)第138条の4第<br>3項及び同法第292条の<br>規定により、浅麓環境施<br>設組合情報公開審査会        |
| 第19条第3項                        | 市民   | 住民   |
|                                | 市長   | 組合長  |
| 第19条第4項                        | 市民は、小諸市自治基本<br>条例(平成22年小諸市条<br>例第1号)第3条第1号<br>に規定する市民のうち公<br>募に応じたもの | 住民は、浅麓環境施設組<br>合規約(平成14年長野県<br>佐久地方事務所指令13佐<br>地総第539号)第2条に規<br>定する市町内に住所を有<br>する者 |
| 第19条第8項及<br>び第21条              | 市長   | 組合長  |

を

」

「

|                                |                       |                            |
|--------------------------------|-----------------------|----------------------------|
| 第17条各号列記<br>以外の部分及び<br>第18条第2項 | 小諸市情報公開・個人情<br>報保護審査会 | 浅麓環境施設組合情報公<br>開・個人情報保護審査会 |
|--------------------------------|-----------------------|----------------------------|

に

」

|      |    |     |
|------|----|-----|
| 第21条 | 市長 | 組合長 |
|------|----|-----|

」

改める。

(浅麓環境施設組合の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 浅麓環境施設組合の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年浅麓環境施設組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「**情報公開審査会**」を「**情報公開・個人情報保護審査会**」に、「**情報公開審査会会長**」を「**情報公開・個人情報保護審査会会長**」に、「**情報公開審査会委員**」を「**情報公開・個人情報保護審査会委員**」に改める。

(経過措置)

第4条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第2条の規定による改正前の浅麓環境施設組合情報公開条例(以下「旧条例」という。)第19条第1項の規定により浅麓環境施設組合に置かれた浅麓環境施設組合情報公開審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、施行日に、第3条の規定による委嘱を受けたものとみなす。

- 2 施行日前に旧条例の規定により旧審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第19条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。